

「染髪や服装を指導することの有意性及び適法性について」

令和8年度4月保護者会資料
八王子市立第九小学校長 中野 智彦

本校には、「九小 九つの約束」という約束事、いわば校則があります。その中で、「小中一貫教育の取り組みで、髪の毛を染める・ピアス等は禁止となっています」という一文があります。そのことに関しまして、保護者の皆様にご理解・ご協力いただきたく、以下のように本校の考え方を申し上げます。

(1)「校則」とは？…『生徒指導提要』（令和4年12月改訂版）より

- ・児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられる決まり。
- ・学校教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校・地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるもの。

(2) 校則の有意性及び適法性について

①人権とTPOの観点から

人権とTPOを区別できるようにしっかり教えていく必要があります。髪型・髪色、服装は自由に決定する権利がありますが、それはあくまでも私的な領域での話です。

TPOは他者がいる環境での話なので、自分の価値観で一方向的に決められるものではありません。

→学校は他者と日々を過ごすことを前提とした学習活動の場であるから、公の場所であり、当然、TPOを認識した行動をとるべき場である…と言えます。

②法的正当性があり、社会通念に反しない…という観点から(判例:大阪地裁 2021/2/16)

- ・染髪を禁止するなど髪型を規制する校則は適法。華美な頭髪や服装等を制限することで、児童・生徒に学習や運動等に注力させ、非行を防止する目的は、法律に照らして正当な教育目的と言い得ます。
- ・当該学校に在籍する期間に限って、校則で制約を児童・生徒に課すとしても、過度な負担でもなく、社会通念にも反しません。

以上の①～②は「本郷さくら 総合法律事務所 神内 聡 弁護士」の解説より引用

「教職員共済だより」2024年10月号(通巻192号)所収

(3) 教育基本法…第二章「教育の実施に関する基本」(家庭教育) 第10条から

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

以上のことから、本校では第二中学校をはじめ市立中学校における校則指導の対象となり得る染髪や髪型、服装に関しては、当該の児童本人に是正するように指導する場合があります。保護者の皆様におかれましてもどうか、ご理解・ご協力ください。 以上です。